

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省	平	省	令	國	財	
二	一								件	成	成	第三十号	債の發行等に關する省令	務省告示	
利	發	發	振	額	最	払	發	發	用	振	の	法	發	號	
過	經	利	替	低	抵	込	行	行	等	替	條	律	發	名	
利	行	行	單	額	面	金	行	方	項	項	及	之	行	稱	
子	率	格	日	位	金	額	額	法	適	適	び	根	そ	及	
(一)	年	額	平	す	額	の	振	五百	百	三	額	い	募	の	回
○	面	成	る	の	記	替	万	八十	面	十	面	に	集	振	以
各	・	金	二	。	整	載	円	十	億	金	よ	取	替	下	律
募	二	額	十	数	又	の	円	九	九	額	る	扱	機	、	社
集	パ	百	四	倍	は	規	千	六	三	三	で	發	機	用	九
取	一	円	年	の	記	定	六	百	十	億	行	機	關	振	特
扱	セ	に	六	金	錄	に	六	六	九	九	受	受	法	別	利
機	ン	つ	月	額	は	よ	六	六	十	千	け	ける	法	會	付
關	ト	き	七	に	、	る	六	六	九	百	も	る	振	計	付
は	百	日	よ	最	振	る	万	六	千	百	と	と	集	項	付
、	、	、	、	低	替	も	三	六	十	十	す	る	の	項	付
払	込	金	の	額	口	の	千	三	九	万	と	取	扱	回	付
			と	金	座	簿	九	九	万	円	扱				付

の
払
込
み

額面金額に加え、次第に算出する。期日において、支拂いと規定する。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二)

規下は期た期平定、が金と成る税人にの法す國をかのれ中れに、支年払三月期とし、日各及び支拂九期月に二期においと規定する。

$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.2}{2-1} \times \frac{79}{365}$

額面金額の総額に加え、次第に算出する。期日において、支拂いと規定する。

十三

初期利子

十四

後第二利期子以

を毎支年払三月期とし、日各及び支拂九期月に二期においと規定する。

十
八
十
七
十
六
五

払
込
期
日
払
利
金
支
元
場
所
金
額
償
還
期
限

平
成
二
十
四
年
六
月
七
日
日
額
本
銀
行
百
九
円
に
三
つ
月
き
百
円
利
面
金
額
九
年
う
。
三
月
二
月
十
日
て
子
を
の
払
以
。前
月
月
間
に
属
る